

STOP!

労働基準法は、労働者が「人たるに値する生活を営む」ために守るべきルールを定めた重要な法律ですが、今の日本は、法の原則が守られず、長時間労働が広がり、規制の強化が必要です。

ところが国会には、労働時間の規制に「大穴」をあけ、長時間労働を広げてしまう改悪法案がだされています！

定額・働かせホーダイ 過労死促進の労基法改悪

「長時間労働の是正」方針に矛盾！ 規制から外れる労働者づくり

安倍首相は「長時間労働の是正」、「モーレツ社員をなくす」と言っていますが、実際に国会に提出している法案は、真逆の内容です。特にひどいのは、次の2つです。

- ①一定の時間働いたとみなし、実労働時間に基づく残業代の支払いをごまかす
「裁量労働制」の対象を広げ、導入手続きも簡略化
- ②本人が同意すれば、時間外・深夜・休日の割増賃金、休日・休憩付与の義務をはずす
「高度プロフェSSIONAL制度」の創設

実現すれば、「残業代ゼロで働かせ放題、過労死しても自己責任」になってしまいます。



安倍「働き方改革」は危険

不安定雇用の拡大

金さえ払えば解雇自由に

過労死は自己責任に

わずかな「改善」を誇大宣伝し「大改悪」を隠す

安倍政権は「残業時間の上限規制」、「同一労働同一賃金」などを検討すると改革姿勢をアピールし、最低賃金については、3%とわずかながら底上げを主導してみせました。

しかし、安倍「働き方改革」に、働くルールの改善を期待するのは危険です。安倍政権の雇用政策は、これまでもこれからも、改悪メニューが目白押しです。

首切り自由化・ワーキングプア拡大

安倍政権は、2015年には「正社員ゼロ・生涯派遣」をもたらす労働者派遣法の改悪を強行。16年には、首切り指南と再就職支援をセットにしたリストラ・ビジネスに「労働移動支援助成金」を支給する施策が国会で問題になりましたが、「違法ではない」と続行しています。

今は、①残業代ゼロで働かせ放題・過労死しても自己責任の「労働基準法改悪」、②世界から奴隷労働と批判される「外国人技能実習生の受入れ拡大」、③解雇無効判決がでて、一定の金で首切りできる「解雇自由化」、④年金改悪で高齢者を就労に追い立て低賃金労働者にする政策などが進められています。

労働者の要求による働くルールづくりを！

労使対話のILO国際原則ふみにじる

安倍政権は、多国籍大企業や人材ビジネスの要求に忠実で、労働者の意見を軽視しています。最近、労使対話を重視すべきとするILOの国際原則をふみにじり、「労働政策審議会」をないがしろにしようとしています。

請願署名にご協力を

労働者の声を聞かずに労働法制を決めるなど、許せません。私たちが必要とする改革は「コレだ！」と声を大にして要求し、政府に採用させ、実施を見届けましょう！

そのためのツール、「国会請願署名」にご協力ください。



生活時間を取り戻し、人間らしい働き方の実現を！ 労働時間の規制強化を求める国会請願署名

請願趣旨

長時間・過密労働や、生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働が広がり、心身の健康を損なう人、さらに命まで落とす人があとを絶ちません。過労死・過労自殺の件数は、労働災害補償を申請した人だけでも毎年500人近くに及びますが、それも氷山の一角です。

過労による心身への影響は重大事故も引き起こし、その被害は、本人や家族だけでなく、利用者や居合わせた人にも及びます。健康を無視した働き方・働かせ方を法律で規制し、1日8時間、週40時間以内の労働で、まともに暮らせる社会を実現することは、すべての人にとって、待ったなしの課題です。

政府も「働き方改革」の筆頭に長時間労働の是正をあげています。ところが、内閣が提出した「労働基準法『改正』法案」には、残業時間の上限規制や勤務間のインターバル規制はなく、「残業代ゼロで働かせ放題」を合法にする「高度プロフェッショナル制」や、不払い残業の温床となる「裁量労働制」の拡大が盛り込まれています。過労死を増やし、「女性の活躍推進」に逆行する法案は、ただちに撤回すべきです。

一方、野党四党が提出した「長時間労働規制法案」には、残業時間の上限規制や勤務間インターバル規制、労働時間管理の徹底、裁量労働制の要件の厳格化が盛り込まれ、超党派の賛同が得られる内容となっています。この法案を軸に、労働基準法を改正し、実効ある規制を実現してください。

請願項目

- 「労働時間規制の適用除外の拡大」(高度プロフェッショナル制度)や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」を盛り込んだ、内閣提出の労働基準法「改正」法案は廃案にすること。
- 労働基準法の改正にあたっては、以下の規制強化をはかること。
 - ① 時間外労働の上限として当面「限度基準」を法定化し、36協定の特別条項は廃止すること。
 - ② 勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔をおく「勤務間インターバル制度」を導入すること。
 - ③ 夜勤交替制労働は社会に必要不可欠な事業に限り認め、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。

氏名	住所